

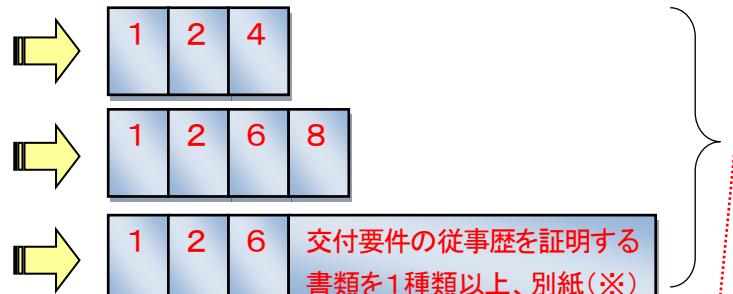
# 健康管理手帳申請 必要書類早見表

1	健康管理手帳交付申請書 (安衛則様式第7号)
3	従事歴証明書(事業者記載用) 石綿以外(様式第2号)
5	従事歴申立書(本人記載用) 石綿以外(様式第4号)
7	従事歴証明書(同僚記載用) 2名以上 石綿以外(様式第6号)

2	従事歴申告書 (様式第1号)
4	従事歴証明書(事業者記載用) 石綿用(様式第3号)
6	従事歴申立書(本人記載用) 石綿用(様式第5号)
8	従事歴証明書(同僚記載用) 2名以上 石綿用(様式第7号)

石綿業務 ⇒ / 診査会対応

- 1 事業者の証明が得られる場合
- 2 4が得られない場合  
(証明が不十分な場合を含む)
- 3 4、8ともに得られない場合  
(証明が不十分な場合を含む)

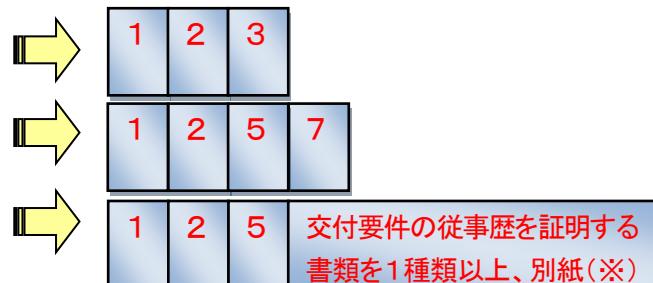


胸部所見の要件による申請の場合は、これらの書類に加えて、次の(1)又は(2) のどちらかが必要です。

- (1) 胸部エックス線直接撮影又は特殊なエックス線撮影による写真及び不整形陰影又は胸膜肥厚の陰影がある旨の記述等のある医師による診断書 (同様の記載のある石綿健康診断個人票又はじん肺健康診断結果証明書の写しでも可)
- (2) じん肺管理区分が管理2以上のじん肺管理区分決定通知書の写し及び当該決定の際に都道府県労働局長に提出されたじん肺健康診断結果証明書の写し

石綿業務以外の業務  
(粉じん、ベリリウム業務を除く)

- 1 事業者の証明が得られる場合
- 2 3が得られない場合  
(証明が不十分な場合を含む)
- 3 3、7ともに得られない場合  
(証明が不十分な場合を含む)

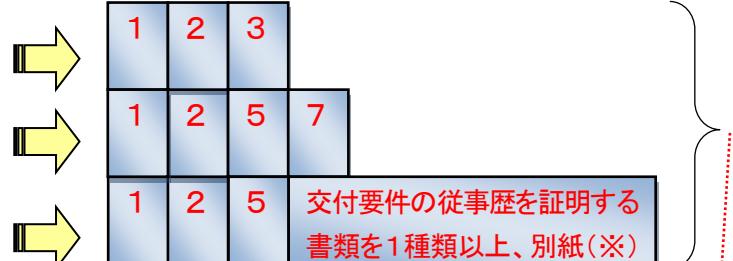


粉じん業務



1 2 じん肺管理区分決定通知書(管理2又は管理3)の写し

ベリリウム業務



これらの書類に加えて、胸部エックス線直接撮影又は特殊なエックス線撮影による写真及び慢性的の結節性陰影がある旨の記述等のある医師による診断書 (同様の記載のある特定化学物質等健康診断個人票の写し又はじん肺健康診断結果証明書の写しでも可)

# 健康管理手帳の交付申請について

健康管理手帳の交付対象業務に従事した経験があり、かつ交付要件に該当する方は、次の方法で健康管理手帳の交付を申請することができます。

- 1 健康管理手帳交付申請書 「安衛則様式第7号」
  - 2 従事歴申告書 「様式第1号」
  - 3 手帳の交付対象業務に従事していたことを証明する書類
- ※ 1、2は全ての業務に必要です。  
※ 3は粉じん業務以外の業務に必要です。

## (1) 事業者の証明が得られる場合

- 〔 従事歴証明書（事業者記載用）「様式第2号（石綿以外）」又は「様式第3号（石綿用）」〕

## (2) (1)が得られない場合（証明が不十分な場合を含む）

- 〔 従事歴申立書（本人記載用）「様式第4号（石綿以外）」又は「様式第5号（石綿用）」〕  
及び  
〔 従事歴証明書（同僚記載用）「様式第6号」（石綿以外）又は「様式第7号（石綿用）」〕

## (3) (1)、(2)ともに得られない場合（証明が不十分な場合を含む）

- 〔 従事歴申立書（本人記載用）「様式第4号（石綿以外）」又は「様式第5号（石綿用）」〕  
及び  
(※) 従事歴を証明する以下の書類（1種類以上）
  - ① 次のいずれかの書類

ア 健康管理手帳の申請業務に係る特定化学物質障害予防規則に基づく特定化学物質健康診断個人票の写し又は特定化学物質健康診断の本人への結果通知の写し

イ 石綿障害予防規則に基づく石綿健康診断個人票若しくは石綿に係るじん肺健康診断結果証明書の写し、又は本人への結果通知の写し（石綿業務に限る）

② 社会保険の被保険者記録（被保険者記録照会回答票等）

③ 雇用保険に係る証明書（雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書）

④ 給与明細

⑤ その他 本人申立書に記載された内容を裏付ける客観的な書類

4 粉じん業務の場合は、3の書類は必要なく、1及び2の書類に加えて、じん肺管理区分決定通知書（管理2又は管理3）の写し

5 ベリリウム業務の場合は、1、2及び3の書類に加えて、胸部エックス線直接撮影又は特殊なエックス線撮影による写真及び慢性の結節性陰影がある旨の記述等のある医師による診断書（同様の記載のある特定化学物質等健康診断個人票の写し又はじん肺健康診断結果証明書の写しでも可）

6 石綿業務の胸部所見の要件による申請の場合は、1、2及び3の書類に加えて、次の(1)又は(2)のどちらかが必要です。

(1) 胸部エックス線直接撮影又は特殊なエックス線撮影による写真（電子媒体でも可）及び不整形陰影又は胸膜肥厚の陰影がある旨の記述等のある医師による診断書（同様の記載のある石綿健康診断個人票又はじん肺健康診断結果証明書の写しでも可）

(2) じん肺管理区分が管理2以上のじん肺管理区分決定通知書の写し及び当該決定の際に都道府県労働局長に提出されたじん肺健康診断結果証明書の写し